

第24期宝塚市農業委員会

令和3年第1回議事録

(2021年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和3年1月20日

(2021年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和3年第1回議事録

1. 日 時 令和3年(2021年)1月20日(水)14時00分~15時00分
2. 場 所 宝塚市役所 特別会議室
3. 委員定数 13人
4. 出席委員 8人
 - 1番 平塚 三郎 8番 中西 恵子
 - 2番 今里 浅一 10番 林 五郎
 - 3番 阪上 勝弥 13番 篠木 秀夫
 - 4番 山添 令子
 - 7番 塚本 俊昭
5. 欠席委員
 - 5番中西瞳委員 6番阪上秀一委員 9番平井委員 11番上田委員 12番嶽委員
6. 農地利用最適化推進委員定数 5人
7. 出席農地利用最適化推進委員 0人
8. 欠席農地利用最適化推進委員
 - 阪上委員 辻井委員 東委員 福井委員 和田委員
9. 事務局
 - 事務局長 岡田 進、係長 木村 晴彦、事務職員 鈴木 恒、東久保 美圭
10. 議 題
 - 議案第14号 非農地証明願の件
 - 報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
 - 報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
 - 報告第23号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

令和3年 第1回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和3年1月20日

開会 午後2時00分

○林会長 それでは、時間も定刻になりましたので、令和3年の第1回の総会を開催したいと思います。

それでは本日は新型コロナウイルス感染対策のため、人数を減らしての開催することになりました。

本日の欠席は、5番、中西瞳委員、6番、阪上秀一委員、9番、平井委員、11番、上田委員、12番、嶽委員、それから推進委員さんのいわゆる阪上推進委員さん、辻井さん、東さん、福井さん、和田さんの推進委員の方が今日は欠席でございます。会議に必要な過半数は出席しておりますので、第1回成立しておりますのでこれより進めたいと思います。

本日の議事録署名人につきましては、1番、平塚委員さん、2番、今里委員さんにお二人にお願いしたいと思います。

それでは議題審議に入ります。

事務局長から諸般の報告をお願いいたします。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 ありがとうございます。それでは前回の委員会からの今回までの日程は終わりました。

それでは報告が終わりましたので、何か諸般の事情等に御質問ございますか。

それでは何もないようですので、議案審議に移りたいと思います。

議案第14号、非農地証明願の件を議題といたします。

事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 議案第14号、非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので御審議願います。令和3年1月20日 宝塚市農業委員会会長 林 五郎。

1番から、願出人が(住所)、(氏名)さん。土地の表示、山本丸橋(地番)、(地番)、それぞれ田、56㎡と50㎡。所有者は(氏名)さん。農地でなくなった時期と状況につきましては、昭和48年2月9日告示に伴い位置指定道路として使用して継続されております。証明を必要とする理由、地目変更登記のため。その他、平成3年都市計画図面添付されておりました。それと昭和48年2月9日告示の道路位置指定図の写しの添付がございました。

位置図につきましては3ページの細長い部分になります。

続きまして2番。願出人、(住所)、(氏名)さん。土地の表示、山本南(地番)、(地番)、それぞれ田、65㎡、45㎡。所有者は(氏名)さん。農地でなくなった時期と状況につきましては、平成6年5月31日に隣接する宅地にて建物建設した際に駐車場として利用。現在に至るということです。証明を必要とする理由、地目変更登記のため。その他、平成10年都市計画図面添付されております。それと隣地の宅地につきましては、建物登記事項証明添付されております。位置図につきましては、4ページの図になります。

○林会長 説明は終わりました。地区担当農業委員の御意見をいただきたいと思います。

○事務局 事務局からなんですけども、阪上秀一委員急用でお休みということだったので、先ほど案件のことについて伺いまして、意見ありませんということでした。

○林会長 次に阪上勝弥委員さん。

○阪上委員 同じく問題はございません。

○林会長 その他、農業委員さんで何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、採決いたします。

非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。出席者全員が賛成ですので、証明することといたします。

続いて、報告事項に移ります。報告第21号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。

事務局、御説明をお願いいたします。

○事務局 報告第21号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件、別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。令和3年1月20日 宝塚市農業委員会会長 林 五郎。

全部で案件が5つあるんですが、まず1件目です。届出者、(住所)、(氏名)さん、届出地が山本丸橋(地番)、(地番)、地目は田、地積は13㎡と48㎡、事前にお配りさせていただきました、議案書には転用の目的が駐車場と書いてあるんですが、現地調査1月8日に行かせてもらって専決をした後、届出人のほうから修正の依頼がございまして、修正案につきましてはお手元に置かせていただいた別紙になるんですが、こちらについては転用の目的が資材置場となっております。この部分につきましてはまだ専決をしておりませんのでして、保留ということなんですが、いったんこのような形で御報告ということでさせていただきます。

続きまして、造成期間が令和3年2月29日から30日間、その他事項としまして、水利組合同意書が添付されていますことと、山本丸橋(地番)、雑種地の9.33㎡と一体利用でございます。位置図については、議案書の9ページのほうに記載がございます。

続きまして2つ目。届出者が(住所)、(氏名)さん、こちらは届出地が山本南(地番)、地目は田、地積は177㎡、転用目的は駐車場。こちらも水利組合の同意書が添付されております。位置図は11ページに記載がございます。

続いて3件目。届出者、(住所)、(氏名)さん、届出地が安倉中(地番)、地目は田、地積は309㎡、耕作者が(氏名)さん、転用目的が駐車場12台分、造成期間は令和3年1月15日から30日間、水利組合同意書が添付されております。位置図は13ページにございます。

4件目。(住所)、(氏名)さん、届出地は小林(地番)、地目は田、地積は21㎡、転用目的が貸家住宅、その他事項としまして水利組合の同意書が添付されております。また隣接農地の同意書も添付されております。土地区画整理による換地処分後に届出を失念されたということ、今後このようなことがないように記載された始末書が添付されております。位置図は15ページでございます。

5件目。届出者、(住所)、(氏名)さん。届出地は小林(地番)、地目は田、地積は21㎡、転用目的が自己住宅、こちらも水利組合と隣接農地の同意書が添付されていますことと、区画整理による換地処分後に届出を失念されていたこと、今後このようなないこと記載された始末書が添付されております。こちらも位置図は15ページにございます。

○林会長 報告は終わりました。地区担当農業委員の御意見を伺いたいと思います。また1

番、阪上榮造委員ですが事務局のほう。

○事務局 事務局からですけれども、1番に関しましては、転用目的の変更のことに关しまして届出者の委任されてる方から連絡いただいたということで、それで問題ないということで伺ってます。

○林会長 2番、阪上勝弥委員さん。

○阪上委員 特に問題はありません。

○林会長 3番、塚本委員さん。

○塚本委員 大体、安倉の真ん中ぐらいいあるかして、その下も田んぼあるんですけど、水路はそのままいうことで問題はありません。

○林会長 4番、5番の案件、平塚委員さん。

○平塚委員 特に問題等はございませんでした。

○林会長 その他、農業委員さん何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、続いて報告第22号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局御説明お願いいたします。

○事務局 報告第22号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件、別紙のとおり農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。令和3年1月20日 宝塚市農業委員会会長 林 五郎。

1番から届出者、譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、清荒神(地番)、地目は田、地積は406㎡、耕作者、(氏名)さん。転用目的は資材置場、造成期間は令和3年2月1日から60日間、建設期間等はありません。権利の種類は所有権、その他としまして水利組合同意書、隣地農地同意書が添付されておりました。覚書として資材置場設置のために、進入路として車輛通行等の用に要するために使用することの承諾書が添付されておりました。位置図につきましては、20ページの部分になります。計画は21ページのちょっと分かりにくいんですけども、色が塗ってあるところになります。

2番、届出者、譲受人、(住所)、(氏名)、譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、山本中(地番)、地目は田、地積は498㎡、耕作者は(氏名)さん、転用目的は分譲住宅(4棟)、造成期間は令和3年2月1日から60日間、建設期間は令和3年4月1日から120日間。施設の概要は木造・鉄骨住宅2階建、1棟約100㎡。権利の種類は所有権です。その他としまして水利組合同意書、隣地農地同意書が添付されております。位置図につきましては、22ページ。計画については23ページになります。

○林会長 報告は終わりました。地区担当農業委員の御意見を伺いたいと思います。1番、篠木委員さん。

○篠木委員 特に問題はないです。

○林会長 2番、阪上勝弥委員さん。

○阪上委員 特に問題はありません。

○林会長 その他、農業委員さんで何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、最後に報告第23号相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から御説明お願いいたします。

○事務局 報告第23号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等

に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。

全部で5件ありましたので順に読み上げさせていただきます。

まず1件目、申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間平成29年12月27日から令和2年12月8日。耕作面積7,603.6㎡、納税猶予農地が自作地で、山本南(地番)、外11筆、合わせて12筆、面積が7,603.6㎡。証明年月日が令和2年12月8日となっております。願出地につきましては省略させていただきます。位置図につきましては27、28、29、30ページに掲載させていただいております。

続きまして2件目、申請人が(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が平成29年12月12日から令和2年12月8日、耕作面積が991㎡、納税猶予農地が自作地で山本野里(地番)、1筆、991㎡となっております。証明年月日は令和2年12月8日です。位置図につきましては、31ページに載っております。

続きまして3件目にまいります。申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が平成29年12月28日から令和2年12月14日、耕作面積が875㎡、納税猶予農地が安倉中(地番)、1筆、自作地で875㎡となっております。証明年月日が令和2年12月14日、位置図につきましては32ページに載っております。

26ページに入りまして、4件目。申請人、(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が平成29年12月19日から令和2年12月16日、耕作面積614㎡、納税猶予農地が自作地で山本南(地番)、1筆、614㎡、証明年月日が令和2年12月16日、位置図につきましては33ページなります。

最後、5件目。申請人が(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が平成29年12月15日から令和2年12月23日、耕作面積が518㎡、納税猶予農地が自作地で御殿山(地番)、1筆で518㎡、証明年月日が令和2年12月23日、位置図につきましては34ページに載せております。

○林会長 報告は終わりました。農業委員の方で何か御意見、御質問ございませんか。

納税猶予の関係5件について、何か御質問はございませんか、ないようでしたら本日の議案1件、報告3件について審議は終了いたしました。

10番(会長) 林 五 郎

1番 平 塚 三 郎

2番 今 里 浅 一